

知的かけはし

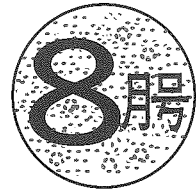
クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-4-16
東京建物八重洲ビル2階

TEL 03(5255)5671(代)

FAX 03(5255)5675

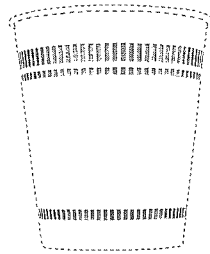


2018・8・10

通称「キャタピラ」▽日清食品HD▽ カップヌードルの帯、位置商標に

日清食品ホールディングス（HD）は、日清食品の主力商品である「カップヌードル」の上下の帯柄の図形が、位置商標として登録されたと発表した（登録番号：第6034112号）。

いくつもの長方形を組み合わせた帯柄図形は、通称「キャタピラ」と呼ばれていて、1971年のカップヌードル発売以来47年間、そのデザインを変えていない。現在、カレーやシーフード味などすべての「カップヌードル」シリーズで同じデザインが使われている。



（特許情報プラットフォームより抜粋）

位置商標は、平成27年4月に「音商標」「動き商標」などと同時に出願できるようになった新しいタイプの商標の1つ。特定の場所に配置された図形や色で商品が識別できる場合に商標として保護される。

審決取消訴訟▽知財高裁▽ ゲームソフト特許、カプコンが勝訴

ゲームソフトのコーエーテックモゲームスが、同業大手のカプコンが所有している特許第3295771号特許権に対して特許無効審判を請求し、特許庁が請求を認めなかった審決の取消訴訟（平成29年（行ケ）第10174号）の判決が7月19日にあり、知財高裁はコーエーテックモ側の請求を棄却し、無効審判請求

は成り立たないとした特許庁の審決が維持された。

この審決取消訴訟は、カプコンが自社のテレビゲームソフトの特許権が侵害されているとしてコーエーテックモを訴えた特許権侵害訴訟事件と並行しているもの。

大阪地裁でのこの特許権侵害訴訟では、コーエーテックモのホラーゲーム「零」シリーズ作品についてカプコンの訴えが一部認められ、517万円の支払いがコーエーテックモに命じられた。この事件については、カプコンが賠償額を不服として控訴する一方、コーエーテックモも付帯控訴している。

米国除く11カ国▽TPP11▽ 著作権の保護期間を70年に延長

米国を除く環太平洋経済連携協定（TPP）参加11カ国の新協定「TPP11」の関連法が可決・成立した。協定本体の国会承認はすでに終わっており、「TPP11」の国内手続きが事実上完了した。

「TPP11」関連法は、TPP12カ国時代に決めた関連10法の改正事項の施行日を米国抜きでTPP発効日に見直す内容。

知財分野では、著作権の保護期間を著作者の死後50年から70年に延長する、商標の不正使用についての損害賠償に関する規定の整備を行うことなどが盛り込まれている。

TPP11は、日本、カナダ、メキシコ、チリ、ペルー、ベトナム、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、オーストラリア、ニュージーランドの11カ国が今年3月に署名した。国内手続きはすでにメキシコが完了しており、日本は2カ国目。6カ国以上が手続きを終えれば60日後に発効し、その発効と同時に、TPP関連法の規定が日本国内にて適用される。

解説

進歩性の判断 (動機付け、阻害要因)
知的財産高等裁判所 平成29年 (行ケ)
第10096号 審決取消請求事件
平成30年5月15日判決言渡

第1 事案の概要

被告は、発明の名称を「非磁性材粒子分散型強磁性材スパッタリングターゲット」とする特許第4975647号(本件特許)の特許権者である。

原告が本件特許に対して新規性欠如、進歩性欠如、サポート要件不適合を無効理由として特許無効審判請求し(無効2014-800157号)、被告が、特許請求の範囲について訂正請求(本件訂正)したところ、特許庁は、被告の本件訂正請求を認めた上「本件審判の請求は、成り立たない」との審決をした。原告が、審決には訂正要件適合性、新規性、進歩性等について判断の誤りがあるとして審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

判決では、訂正要件適合性、新規性についての審決の判断を取消理由とする原告の主張を退けた後、進歩性についての審決の判断には誤りがあるとして審決を取り消した。ここでは、訂正後の本件特許の請求項1に係る発明(本件訂正発明1)についての進歩性の判断に関する部分のみを紹介する。

進歩性の判断では、本件特許の優先日前に出願公開された特開平10-88333号公報(甲2)記載の発明(甲1発明)が引用された。

本件訂正発明1の構成要件の一つに「非磁性材料粒子内の任意の点を中心に形成した半径2 μ mの全ての仮想円よりも小さい(形状1)と、「非磁性材料粒子内の任意の点を中心に形成した半径2 μ mの全ての仮想円と、強磁性材と非磁性材の界面との間で、少なくとも2点以上の接点又は交点を有する形状及び寸法の粒子」(形状2)とが択一的に記載されている構成要件がある。

審決も、本判決も、本件訂正発明1における前述の構成要件の中の「形状1」を選択した発明と、甲1発明との間の相違点は、非磁性材の含有量が、本件訂正発明1では「6mol%以上」であるのに対し、甲1発明は「3重量%」(3.2mol%)である点と認定し、これを前提として、本件訂正発明1の進歩性が検討、判断された。

第2 判決

- 1 特許庁が無効2014-800157号事件について平成29年3月29日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第3 理由

相違点の容易想到性について

本件訂正発明1と甲1発明との相違点である、甲1発明におけるSiO₂粒子(非磁性材)の含有量を「3重量%」(3.2mol%)から「6mol%以上」とすることについて、当事者が容易に想到できるといえるか否かを検討する。

動機付けの有無について

本件特許の優先日当時、…、非磁性材を6mol%以上含有するスパッタリングターゲットは技術常識であった。

本件特許の優先日前に公開されていた甲4(特開2004-339586号公報)において、従来技術として甲2が引用され、…、優れたスパッタリングターゲットを得るために、材料やその含有割合、混合条件、焼結条件等に関し、日々検討が加えられている状況にあったと認められる。

そうすると、甲1発明に係るスパッタリングターゲットにおいても、酸化物の含有量を増加させる動機付けがあったといえるべきである。

具体的な含有量の点についてみると、被告も、非磁性材の含有量を「6mol%以上」と特定することで何らかの作用効果を狙ったものではないと主張している上、証拠に照らしても、6mol%という境界値に技術的意義があることは何らうかがわれない。

さらに、本件明細書の段落【0016】及び【0017】に記載されている…、甲1発明に基づいて非磁性材である酸化物の含有量が6mol%以上であるターゲットを製造することに技術的困難性が伴うものであったともいえない。

そうすると、磁気特性やノイズ特性に優れたスパッタリングターゲットの作製を目的として、甲1発明に基づいて、その酸化物の含有量を6mol%以上に増加させる動機付けがあったと認めるのが相当である。

阻害要因の有無について

審決は、ターゲットの組成を変化させるとターゲット中のセラミック相の分散状態も変化することが推測され、例えば、当該セラミック相を増加させようとするれば、均一に分散させることが相対的に困難になり、ターゲット中のセラミック相粒子の大きさは大きくなる等、分散の均一性は低下する方向に変化すると思われるのが自然であって、実施例1の「3重量%」(3.2mol%)から本件訂正発明1の「6mol%以上」という2倍近い値まで増加させた場合に、ターゲットの断面組織写真が甲1の図1と同様のものになるとはいえず、本件訂正発明1における非磁性材の粒子の分散の形態を変わらず満たすものとなるか不明であると判断した。

被告も、甲1発明において酸化物含有量を「3重量%」(3.2mol%)から「6mol%以上」に増加させた場合に、組織が維持されると当事者は認識しない、すなわち、組織が維持されるかどうか不明であることは、甲1発明において酸化物含有量を増やすことの阻害要因になると主張する。

この点について、甲1には、…、非磁性材である酸化物の含有量が1.46mol% (実施例4) から3.19mol% (実施例6) まで2倍以上変化しても、ターゲットの断面組織写真が甲1の図1と同様のものになることが示されている。

さらに、メカニカルロッキングにおける混合条件の調整、例えば、十分な混合時間の確保等によってナノスケールの微細な分散状態が得られることも、本件特許の優先日当時の技術常識であった。

そうすると、甲1に接した当事者は、甲1発明において酸化物の含有量を増加させた場合、凝集等によって図1に示されている以上に粒子の肥大化等が生じる傾向が強まるとしても、金属材料(強磁性材)及び酸化物(非磁性材)の粒径、性状、含有量などに応じてメカニカルロッキングにおける混合条件等を調整することによって、甲1発明と同程度の微細な分散状態を得られることが理解できるといふべきである。

また、甲1発明に基づいて非磁性材である酸化物の含有量が6mol%以上であるターゲットを製造することが、何かしらの技術的困難性を伴うものであると認めることはできない。

したがって、甲1発明において酸化物の含有量を「3重量%」(3.2mol%)から「6mol%以上」に増加した場合に、分散状態が変化する可能性があるとか、上記本件組織が維持されるかどうか不明であることが、直ちに非磁性材の含有量を増やすことの阻害要因になるとはいえない。

有利な効果について

本件明細書には、本件訂正発明に係るターゲットを使用することにより、…という効果を有する旨記載されている。

しかし、上記効果は、ターゲット中の非磁性材が3mol% (本件明細書記載の実施例2) という甲1発明と同様のものにおいても認められるというのであって、他の証拠に照らしても、非磁性材の含有量を6mol%以上とすることによって格別の効果を奏するものと認めることはできない。

以上によれば、本件訂正発明1は、甲1発明及び技術常識に基づいて当事者が容易に発明をすることができたものと認められる。

なお、この判示は、本件訂正発明1における選択肢の一つである「形状1」を選択し、当該選択肢を発明特定事項とする発明1について検討したものであって、本件訂正発明1に含まれる「形状2」のみが存在する組織や、「形状1」と「形状2」がいずれも存在する組織を有するターゲットについても判断したのではない。

第4 考察

発明の進歩性判断での論理付けにおける「動機付けの有無」「阻害要因の有無」「有利な効果」がいていかに検討、判断されている。実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。

以上

中小企業の審査請求料、特許料等を1/3に軽減

■特許庁■

中小ベンチャー企業、小規模企業を対象とした特許料等の軽減措置を規定した「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」が7月9日に施行された。

これにより、中小ベンチャー企業、小規模企業を対象に「審査請求料」、「特許料（1～10年分）」、国際出願に係る「調査手数料・送付手数料」、及び国際予備審査請求に係る「予備審査手数料」が1/3に軽減される。

平成30年3月31日までは、産業技術力強化法や中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律等に基づいて、特許料等に対する軽減措置が適用されていたが、4月1日に、この軽減措置が廃止された。

そこで、7月9日から、これらの法律に代わり、「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」に基づく軽減措置が施行された。

特許料は、平成30年7月9日以降に出願審査の請求をする特許出願及び平成26年4月1日から平成30年3月31日までに提出した特許出願に係る特許料が軽減対象となる。

ただし、平成30年4月1日から同年7月8日までに提出した特許出願に係る特許料が軽減対象となる。

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

特許審査に関する新たなベンチャー企業支援策

■特許庁■

特許庁は、7月9日から特許審査に関する新たなベンチャー企業支援策を実施している。

具体的には、①ベンチャー企業対応面接活用早期審査（面接活用審査）と、②ベンチャー企業対応スーパー早期審査（スーパー早期審査）で、いずれも「ベンチャー企業による出願」であって、「実施関連出願」が対象となる。実施関連出願とは、出願人自身又は出願人からその出願に係る発明について実施許諾を受けた者が、その発明を実施している特許出願。

①面接活用審査

面接活用審査は、面接を通じて、面接官に直接技術的特徴を説明することできる。一次審査結果の通知の前に担当面接官と面接を行うことができるので、早期審査のスピードで質の高い特許権を取得することができる。

◆対象者◆

- a. 小規模の個人事業主（従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下））
 - b. 事業開始後10年未満の個人事業主
 - c. 小規模企業（法人）（従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下））
 - d. 設立後10年未満で資本金3億円以下の法人
- ※c及びdについては、支配法人のいる場合を除く。

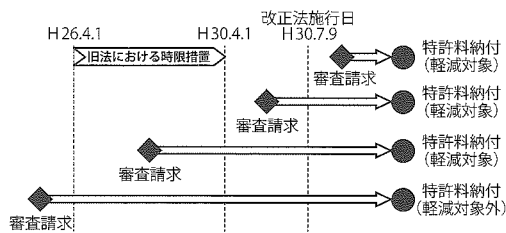
◆軽減措置の内容◆

審査請求料：1/3に軽減
 特許料（第1年分から第10年分）：1/3に軽減
 調査手数料・送付手数料：1/3に軽減
 予備審査手数料：1/3に軽減

また、中小ベンチャー企業や小規模企業が特許協力条約に基づく国際出願を行う場合の「国際出願手数料」や国際予備審査請求を行う場合の「取扱手数料」について、納付金額の2/3に相当する額が「国際出願促進交付金」として交付される。詳細は特許庁HP：

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/chusho_keigen-fromh300401.htm

「特許料」の軽減措置は、平成26年4月1日以降に特許の審査請求がされた場合が対象になる。

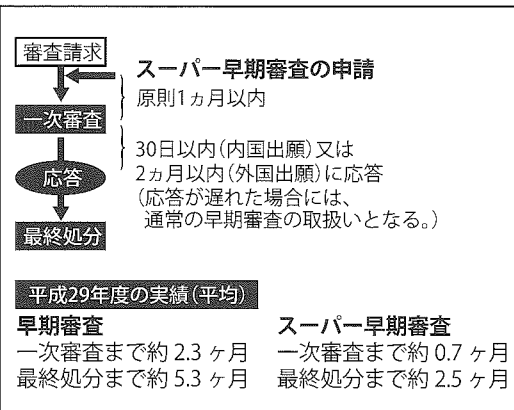


②スーパー早期審査

スーパー早期審査は、何よりも早く特許権を取得したいというニーズに応えるもので、平成29年度の実績をみると、平均約2.5カ月で権利化が可能。

詳細は特許庁HP

https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/patent-venture-shien.html



審 決 紹 介

本願商標「おうち婚」は、商標法第3条第1項第3号及び同第4条第1項第16号には該当しない、と判断された事例（不服2017-17571号、平成30年5月1日審決、審決公報第222号）

1 本願商標

本願商標は、「おうち婚」の文字を標準文字で表してなり、第41類、第44類及び第45類に属する願書記載のとおり役務を指定役務として、平成28年7月28日に登録出願され、その後、指定役務については、審判請求と同時に提出された同29年11月28日付けの手續補正書により、第45類「冠婚葬祭の企画及び運営、衣服の貸与、装身具の貸与、結婚又は交際を希望する者への異性の紹介、ファッション情報の提供、身の上相談、家事の代行」と補正されたものである。

2 原査定における拒絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標は、『お宅』を意味する『御内』を認識させる『おうち』の文字と、『結婚』を意味する『婚』の文字を一連に『おうち婚』と標準文字で表してなること、『御内での結婚』程の意味合いを容易に認識させ、また、インターネットの情報によれば、『おうち婚』の文字は上記意味合いで使用されているものである。そうすると、これを本願指定役務中、御内での結婚に関する役務に使用しても、単に役務の質（内容）を表示するにすぎないものと認められる。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当し、前記役務以外の役務に使用するとき、役務の質の誤認を生じさせるおそれがあるから、同法第4条第1項第16号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、前記1のとおり、「おうち婚」の文字からなること、その構成文字は、同書、同大、等間隔で外観上まとまりよく一体に表されているものである。

そして、本願商標は、その構成中の「おうち」の文字が「自分の家の丁寧な言い方」の意味を有する「お家（御家）」の語を想起させ、「婚」の文字が「夫婦の縁組をすること」の意味を有する語（いずれも、株式会社小学館「デジタル大辞泉」）であるとしても、「おうち婚」の文字は、辞書等に収録されていないことからすると、原審説示のような意味合いを直ちに認識させるとはいえない難いものである。

また、当審において職権をもって調査するも、本願の指定役務を取り扱う業界において、「おうち婚」の文字が、具体的な役務の質を表示するものとして、取引上一般に使用されている事実を発見することができなかった。

そうすると、本願商標は、その構成全体をもって特定の語義を有することのない一種の造語を表したものと認識されるとみるのが相当であって、これをその指定役務に使用しても、具体的な役務の質等を表示するものとはいえず、自他役務の識別標識としての機能を果たし得るものというべきであり、かつ、役務の質の誤認を生ずるおそれもないものである。

したがって、本願商標が、商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号に該当するものとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「SCREEN MASTER」は、商標法第4条第1項第11号には該当しない、と判断された事例（不服2017-11923号、平成30年4月24日審決、審決公報第222号）

1 本願商標

本願商標は、「SCREEN MASTER」の欧文字を標準文字で表してなり、第9類に属する出願時の願書記載の商品を指定商品として、2015年（平成27年）9月3日にアメリカ合衆国においてした商標登録出願に基づきパリ条約第4条による優先権を主張し、平成28年3月2日に登録出願されたものである。そして、指定商品については、同年9月30日提出の手續補正書をもって、第9類「発光ダイオード」と補正されたものである。

2 原査定の拒絶の理由

(1) 原査定は、「本願商標は、次の(2)の登録商標と類似であって、その商標登録に係る指定商品と類似の商品について使用するものであるから、商標法第4条第1項第11号に該当する。」旨判断し、本願を拒絶したものである。

(2) 登録第5798726号商標（以下「引用商標」という。）

引用商標は、「Screen Master」と「スクリーンマスター」の文字を2段に横書きしてなり、平成27年5月28日に登録出願、第9類「インクジェットプリンタ」を指定商品として、同年10月9日に設定登録されたものであり、その商標は現に有効に存続しているものである。

3 当審の判断

(1) 本願商標の指定商品と引用商標の指定商品について

本願商標の指定商品は、上記1のとおり「発光ダイオード」であり、引用商標の指定商品は、上記2のとおり「インクジェットプリンタ」である。

そこで、両商標の指定商品の類否を検討すると、両者はいずれも「電子応用機械器具及びその部品」の範ちゅうに属する商品であり、前者は後者の部品として使用されているものといえる。

しかしながら、本願商標の指定商品「発光ダイオード」と引用商標の指定商品「インクジェットプリンタ」とは、一般に、前者が各種機器の部品として用いられ、必ずしも後者の専用部品といえるものでもなく、後者は印刷に用いられるものであるから、両者の用途は明らかに異なるものである。

また、両者の需要者は、前者が主として各種機器を製造する事業者であり、後者が一般需要者であるから、明らかに異なっている。

さらに、販売部門については、前者が主として専門店にて販売されるのに対し、後者が家電量販店などで販売されるといった差異を有しており、また、生産部門については、一般的に両者のそれが共通するというべき事情は見いだせない。

そうすると、両商標の指定商品は、それらが「電子応用機械器具及びその部品」の範ちゅうに属する商品であって、部品と完成品の関係にあるとしても、販売部門が異なり、用途及び需要者が明らかに異なるものであるから、両者に同一又は類似の商標を使用しても、それら商品が同一営業主の製造、販売に係る商品と誤認混同されるおそれのないものと判断するのが相当である。

また、他に両商標の指定商品が類似するというべき事情は見いだせない。してみれば、両商標の指定商品は非類似の商品といわなければならない。

(2) まとめ

以上のとおりであるから、本願商標と引用商標とが類似するとしても、両商標の指定商品は非類似の商品であるから、本願商標は商標法第4条第1項第11号に該当しない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権
(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和34年	商標登録第531859号～第532788号
44年	商標登録第802764号～第807086号
54年	商標登録第1368305号～第1370788号
平成11年	商標登録第2104304号～第2110211号
平成11年	商標登録第2724263号～第2724275号
平成11年	商標登録第3371020号～第3371108号
平成11年	商標登録第4226032号～第4236060号
平成21年	商標登録第5193389号～第5201810号

各年の1月1日～1月31日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなり、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成27年9月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは8月中旬に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
30年5月分	23,210	17,104
前 年 比	101%	126%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryoutoukei/syutugan_toukei_sokuho.htm